

平成19年度 第3回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホールB1F リリー

平成19年10月17日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

公共事業等審査会（第3回）会議録

1 開 会

県土整備部長あいさつ

会長あいさつ

2 平成19年度第3回公共事業等審査会

(1) 新規、継続事業評価に係る審査案件

(近代化施設整備、農道整備、河川事業)の説明、質疑

1) 事務局より近代化施設整備事業について説明

審査番号1 近代化施設整備事業「県産木材供給センター総合整備事業(安積地区)」

会長

ありがとうございました。今までとはちょっと毛色が変わったといいますが、結局、民有林が非常に多いわけですが、それを伐採して、そして売っていきこうと。県あるいは国のほうは、それに対して出資するような形になってくるかと思います。今の説明で、まずご質問を受けたいと思います。どなたからでも結構でございます。

委員

今、パワーポイントの資料を拝見して、パワーポイントで出てきたものがすべて手元にあるわけではないですね。ちょっと確認なんですけど、つけてくださっている資料の中には、全般的なことについては余り書かれていなくて、今回の整備に関する、要するに同じようなことであるけれども、ちょっと違う資料がありますね。

事務局

最初、この事業に取り組むに至ります入り口の部分についてパワーポイントで説明させていただきまして、その後の現状等につきましては、参考資料につけさせていただいております内容と同じでございます。表現の仕方は若干違うんですが。

委員

図表なんかで大分違うものが出てきているなと思ったのがあったので、それは確認で

す。

それで、全体を説明して下さって、よくわかった部分とわからない部分があるのですが、今回の事業が実施されることによって、面積的なことで、おわかりになる範囲で結構ですが、設置される施設のどれぐらいの範囲の木材が供給されることになるんでしょうか。地域的なカバーのことをちょっと。というのは、これが仮にうまくいけば、もう1つつくるとか2つつくるとい話になってくると推測するんですが、そういう意味で、今回カバーされる対象の地域について、ちょっと教えていただきたいんです。

事務局

カバーすると申しますのは、原木をどのエリアから調達するかということになるうかと思いますが、一応宍粟市を中心にしまして35kmぐらいの範囲、トラックで搬送して1時間ぐらいの範囲のところを想定させていただいております。

委員

もう一つ、今回のご説明では、針葉樹を対象とした事業で、大形の素材を安定的に供給する施設としてということで、それ以外の部分については合板用になったり、大径直材については別の企業にということですが、これがメインとなって、それ以外の供給の体制も現在何らかの形で動いていると思うので、それとの関係についてはどうなるのか、ちょっと教えていただけますか。

事務局

現在、丸太生産が年間15万³m³されているわけですが、それは既存の流通で流れております。その県産木材はほとんど地場の工務店が民家等に使っている状況で、その部分を改造するといえますか、そこに侵入することはできませんので、それとは別の新しい流れをつくっていきたいと考えておまして、この県産木材供給センターでは、大手のハウスメーカー等が今外材で使っている部分を県産木材に置きかえていきたいと思っております。

委員

他府県にこういった形の施設なり事業で既に動いている事例がもしあれば、教えていただきたいし、そうではなくて、今回が初めてであれば、その旨について教えていただきたいんですが。

事務局

大規模製材につきましては、林野庁も外材に対抗するために低コストのものをつくっ

ていくということで推進していることもございまして、全国で11地域が、新生産システムという形で国の補助を受けて大規模製材に取り組んでいるところでございます。でも、ほとんどが民間主体でございまして、製材業者なり素材業者、あるいは森林組合等、民間の力でやっていくものがほとんどでございます。

委員

11地域あるということでしたら、今回の兵庫県のケースの規模がその他の11と比較してどれぐらいの規模関係にあるか。比べれば最大なのか、あるいは中間ぐらいなのか。

事務局

私どもの計画は新たに10万 m^3 を増やすということでございますので、10万 m^3 を現状からプラスするというのは、全国でもかなり上のほうでございます。大体、3万 m^3 から7万 m^3 ぐらいまでの増加をさせようというのが全国的な傾向でございます。一つの工場の規模でございますが、地域材をひいている10万 m^3 の工場は全国でも数社しかない、非常に大きな規模であるということでございます。

委員

民間の企業が、ほかと比べてということですが、ちょっと私の質問の仕方が悪かったんですが、こういう事業体としてあるのが他府県にあるかということと、その中での規模比較はいかがかということなんです。それで、現在動いているのであれば、どれぐらいの時間で既に動いているのかということも教えていただきたいんですが。

事務局

全国的にも、製材業とそれのプレカットとか、あるいは素材業、森林組合、そういったものとの複合の事業協同組合でやられているところが非常に多うございます。例えば三重県では、非常に製材の盛んなところなんですけれども、地元の製材業の方と集成材やプレカットの業者の方が事業協同組合を組んで大規模施設に取り組まれている、今、既に動かされているという状況でございます。

委員

個別のことをそうやって教えていただけるのはありがたいんですが、日本全体を考えて、こういった事業体で進められているのが幾つぐらいあるかということ、11とおっしゃってくださいまして、それについて、他府県と比べて、今回の事業が最終的にうまく立ち上がって動いた場合、どれぐらい、俗世間的な言い方をすれば最大規模になるとか、あるいは真ん中辺ぐらいになるとか、そういうことをお尋ねしたかったんですが。

事務局

全国の11の新生産システムで計画されているところも、半分ぐらいが今動いている状況で、まだ整備中ということなのですが、計画の数量でいいますと、本県の計画は中の上ぐらいかなというところでございます。

委員

ちなみに、何年ぐらいからこういった計画が林野庁も含めて国レベルでは構想されたか、ちょっと教えていただけますか。

事務局

平成16年ぐらいから構想されまして、17年度に新生産システムの地域の指定がされて、17年度以降、整備が進んでいる状況でございます。

委員

ということは、それで動いているのが計画すべてで11であって、稼働しているのが半分ぐらいと考えてよろしいんですね。

事務局

そうです。ただ、私どもの場合は新たに製材工場を一からつくっていくというものでございますが、全国的には、既にある製材工場をバージョンアップするという形のものも多いです。

委員

要するに、公的な資金がこれだけ入ったプロジェクトというのは、兵庫県が最初ですか。そうでもないんですか。

事務局

その11地域のいずれも、国庫の補助金が導入されているということでございます。

委員

兵庫県が特別なような言い方をなさったので、規模が大きい点がそうなのか、あるいはそこに入ってくる資金の大きさという点でそうなのか、そのあたりはいかがですか。

事務局

全国的に見ましても、兵庫県は11地域と比べますと、先進の11地域でございますので、その中では中の上ぐらいということでございます。

委員

規模が、中の上ということですか。

事務局

はい、そうです。

委員

民間の力を借りながら国産材の生産の強化を図るというおもしろい事業だと思うんですが、公募されて1カ所からの応募ということで、幾つか上がればよかったのか、どれぐらいを期待しておられたのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それと、土地の用地造成で県費が1から10ということで幅がありますが、このあたりは最終的にどういうことになるのか。

それから、施設整備に関して、事業者負担が40%とかなり大きいですが、これなんかは11~12社が入っている場合にどのような配分をされる予定なのか、少し教えていただきたいと思います。

事務局

1点目の公募のことですが、私ども、手を挙げてくれる方がいるのかなという不安が大変ございました。ただ、宍粟市では、西播磨の県民局のほうで市と一緒になりました地域木材を振興するためにそういう取り組みを進めておりまして、地元の製材業者、木材関係の業者、森林組合等が協議をしていた、そういう土壌がございましたので、一つの事業体が出てきたということでございます。

2つ目でございますが、随伴の率が1から10と書いておりますのは、今回、県のルールにも、農林水産部のルールにもないちょっと特殊な事業でございますので、随伴につきましては内部で検討を進めているところでございますので、そういう書き方をさせていただいたところでございます。

事業主体の負担でございますが、14社が事業協同組合を組みますので、そこに14社が出資をして、協同組合として4割分を負担するというところでございます。また、この負担につきましては、公庫の低利資金もございますので、そういうものを活用して負担していただけたらと思っております。

委員

供給先が大手住宅メーカーとなっていて、大手住宅メーカーは1社とおっしゃいましたが、どういう過程で1社に絞られていったのか。幾つかの企業が合体した組合がこのセンターを担われるわけですが、既にその企業のどこかがそのメーカーと交渉があるのか、そんなところの事情をご説明いただきたいと思います。

事務局

販売先につきましては非常に重要なものでございまして、大手ハウスメーカーに販売をするという計画でございますが、この事業体の構成メンバーの中で、個別の名前は申し上げられませんが、大手ハウスメーカーと既に取り関係のある業者がおられます。そういう方が2社ほどおられますので、そういうルートを使ってこの事業協同組合からも材をとっていただけるであろうということでございます。現在、まだ製材工場が立ち上がっておりませんので製品もございませんので、具体的な交渉まではできない状況でございますが、そういうルートに沿って営業活動をしていきたいということでございます。

委員

二つ、三つお尋ねします。一つは、今既にある県内の木材関係の業者との関係ですが、製材所が160幾つという説明がありましたね。これは新たな協同組合に加わるところもあるのかなと思いますが、今度新しくセンターができることによって22年度に7万1,500㎡というのは、県内全体からいけば純増になるのか、それともある程度こちらに加わってそれほど増えないのか、そのあたりの関係です。当然、加わらないところにはかなり打撃になるんじゃないかと思うんですけども、その辺がどうなのかということです。

それから、この資料では、信頼性の向上とあわせて県産木材製品の流通拡大というのが有効性・効率性で書かれていますが、これは一般の消費者から見れば多少値段が下がるとか、そういうことがあるのかどうか。一般人へのメリットはどういうものがあるのかということ、わかる範囲で伺いたい。

もう一点は、今回こういうセンターに県が助成することを新規事業として上げられたということは、県の林業に対する基本的な考え方あるいはスタンスみたいなものに、少し前向きに考えていこうという変化があるのか。それとも、国の大規模化という大きな流れに乗って、県内の林業もこのままではじり貧なので、国の方針に沿って支援しようということなのか。背景の説明では、地球温暖化防止の観点ということも触れられているんですが、何か基本的なところで考え方が変わった部分があるのかどうかということをお話しいただきたいと思います。

事務局

まず、既存の業界との関係でございますが、現在の167社のうち、この事業協同組合

に企画提案いただいていますのは、今のところ2社でございます。来春に事業協同組合を立ち上げますので、その際に、まだまだ参画する製材業者があるかもしれませんし、そういった働きかけをしていくかと思えます。ただ、製材業界は非常に厳しいので、参画する方があるのかな、とは思っております。

また、既存業界に打撃を与えるのではないかとということでございますが、既存流通はこのまま維持をしていっていただく、これに加えて新たなシステムをつくっていくということでございます。販売先が大手ハウスメーカーの外材にとってかわるということで、既存流通の流れとは全く違うものでございますので、打撃にはならないと思っております。ただ、純増でございまして、今の15万^mにこの県産木材供給センターで12万^mを上積みするというところでございますので、原木の取り合いというようなことにならないように、原木の確保をそれぞれしていく必要があります。こういった面につきましても、今までの説明にはございませんでしたが、低コストで原木が供給できるように、団地を設定いたしまして原木の確保に努めることを、既に18年度から県と市町と森林組合が連携してやっているところでございます。

それから、一般の方へのメリットでございますが、価格面につきましては、それほど安くはないのではないかと。ただ、地産地消と申しますか、地域でとれた材でおうちをつくっていただく、健康面に非常によい、シックハウス等にも非常に効果がある、そういったメリットがあるかと思えますが、実際の価格となりますと、なかなかそこまでいかないのではないかと思っております。

また、県の林業に対する考え方が変わったのかということでございますが、この供給センターの究極の目的は、森林所有者に利益を還元いたしまして、森林を守っていくと申しますか、森林の生産活動のサイクルを円滑に循環させていって健全な森林をつくっていくということでございますので、考え方が変わったわけでもございません。ただ、先ほど全国で11の先進地が既に動きかけていると申し上げましたが、実は隣の岡山県でもそういう動きがございまして、このまま黙って何もしないでいけば、岡山県のほうから兵庫県の木材をとりに来てしまって、兵庫県の山が草刈り場になってしまう、安い値でたたかれて、材をとった後は再生林もしないで、ほったらかされてしまう、そういうおそれもあります。何とか今、うちの県でそういったことをやっていかなければ森林が守れない、そういう思いからこの供給センターに取り組んでいるところでございます。

事務局

基本的なところにつきましては、ちょうど第二次世界大戦中に木材を燃料等にするために大量に伐採されたり、復興期には住宅需要等でかなり森林伐採して使っていて、戦後、やっぱり木を植えて再生産していくことが必要であろうということで植え始めたものが、先ほどパワーポイントで見ていただきましたように、今、40年から45年ぐらいのピークに来つつある。その後、住宅も木造から鉄骨とかプレハブのほうに行ったり、外材輸入等で国産材が非常に低迷してきまして、一方で森林の成長もこれから伐採時期に入ってくるわけですが、対価が低迷しているということで森林所有者が手入れをしなくなってきたということがございます。

先ほど見ていただきましたように、針葉樹につきましては、かなり手入れをしてやらないと相当林地が荒れてきて、保水力とか、災害等に対して非常に弱くなってきます。そこで、森林管理をきっちりしましょうということで、森林管理 100% 作戦という形で間伐をここ10年ぐらい続けてきておりまして、14年度から第2期に入っております。そして今、間伐等の進め方もある程度めどがついてきたなという段階で、今度はぼちぼち伐採時期に入ってきたので木を使っていただくことが必要だということで、県の施設等を中心に、木造にするか、できれば内装をプラスチック等でやっていたものを木質化していこう、学校とか、県土整備部でも協力いただいて県営住宅とか、農業関係、一般土木関係も土木・建設用資材として使おうという努力をこちらもしてまいりました。

そして、これからいよいよ本格的になっていくなというときに、先ほど申しましたように、流通の首の部分が、兵庫県の場合には製材工場も非常に小さくて、今一番問題になっているのはハウスメーカーや大工さん等に使っていただくのに品質がなかなか保てないということがありまして、きっちりとした品質のものを供給できる体制をつくらうと。要するにひょうたんの首の部分が一番大きな課題になって、今の木材供給センター構想に兵庫県としては行き着いたということでございまして、全体の流れとしては林業行政の中でも非常に大きな変革であると考えております。

委員

いろいろご説明いただいてよくわかったんですが、2つ確認というか、お尋ねします。うまく運営がスタートした段階において、かなりの公費が入っているわけですので、このセンターの運営に県のほうから何らかの形で、これは自由企業体ですから、口を出すことは必要ないと思うんですが、例えば兵庫県民が兵庫県の木材を使いたいというこ

とになったときに、それは全部県外に売らなきゃいけないから県内に売れないよという
ようなことが万が一起こった場合、そういう経営はどうなんだろうということが言え
るかなという心配があります。そういう部分があって、運営がどういった形でなされる
かということが1つです。

2つ目は、農林業全般に関してお尋ねしてもよい雰囲気なのでお尋ねしたいのですが、
先ほどのお話ですと、今どうやら川上の部分の調整で川下までを視野におさめた行政が
進んでいて、とてもよいなと思うんですが、農林に関しての研究センターみたいなもの
が今あるのかどうか。つまり、どんなものが消費者から求められているとか、どうい
った品質のものを供給したらいいのかというようなことの研究の上というか、研究が今
なされているのかどうか、知りませんので、教えていただけたらと思います。

事務局

1点目のこのセンターが稼働しましたときの運営でございますが、県の公費、国庫
補助金を活用させていただくということでございますので、経営につきましても、経営
管理指導という形で定期的に指導させていただいたり、あるいは財務関係を明らかにし
ていただくようにはさせていただくつもりでございます。また、県産木材でありながら、
すべてが県外に行ってしまうというようなことをおっしゃいましたけれども、大量に生
産をしてコストを下げていくわけでございますから、まず10万m³の規模にすることが伐
採、木材利用を進めていくことになるわけですが、一方、県としましては、ひょうごの
木造・木質化作戦ということで、公共施設の木造化とか、あるいは民間住宅の県産木造
住宅を増やしていこうという取り組みもしておりますので、そういったところにも提供
してもらえるような指導もしていきたいと考えております。

事務局

試験研究機関の話がありましたので、少し補足させていただきます。農林水産部とし
ては、農林水産総合技術センターという一つの名前を冠しているんですけども、農業
関係が3カ所、水産関係が2カ所、林業関係が1カ所ございます。従来ですと、どちら
かという生産性向上といいますか、生産を上げていくということでやっておりました
けれども、最近、特に農産物につきましては、世界じゅうから農産物が集まってきて
おりますし、消費者の嗜好も多様化しております、やはり消費者の皆さんに好んで買
っていただけるようなものをつくっていこうということで、今一番求められているのは
安全・安心な農産物でございますので、行政もなかなか不得手ではあるんですが、そち

らのほうにかなり重点を置いて試験研究、それから行政を進めています。

委員

ぜひ林業も消費者のほうを向いて、そういう方針を入れていただくと、よりこのセンターも生きてくるのではないかと思います。

委員

林業というのは産業の一つですので、本来は民間ベースで、森林組合なり製材会社なりがこういう仕事をするべきところを、国が支援をしていきましょうという国策であるようで、そういう方向に沿ったプロジェクトであろうと理解をするんですけども、その場合に、公共事業として進めますので、例えばどういう経緯で宍粟市になったのかということは非常に大きな要素ではないかと思うんです。

つまり、このプロジェクトに参加する民間会社は、ほかの工業生産物でありましたらいろいろなところから応募があると思いますけれども、林業ですから、そこに生えている木を対象にしますので、場所を決めた時点で応募する例えば森林組合も自動的に決まってしまう、ほかの場所の森林組合がこのプロジェクトに参加することは実質的に難しいのではないかと。つまり、場所を決めた時点で大体こういうことは決まってしまう、公募とは言われるんですけども、応募するであろう会社というのは当然地元ベースになるかと思えますし、森林組合に至ってはその立地しているところの森林組合以外に可能性として考えられないように思います。そのあたりがあって、例えばなぜこの地であるのか。

それ以外の森林組合も県内にあるわけで、そういうほかの地域との水平性ですね。ある地域では公金を費やして林業支援していく。そうではない場所も依然あるわけですね。ですから、将来的に、例えばこのセンターを県内全部カバーするように拡大される方向にあるのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。宍粟郡ですから、16年に大変大きな災害があったことは県民も皆了解しているところだとは思いますが、そのあたりのことを教えてください。

事務局

場所の問題につきましては、結果的に宍粟市になったわけですが、森林の集積が、特に人工林の成熟が進んでおりまして、資源としての蓄積が集中しているのが宍粟市あるいはその周辺でございます。また、それに伴いまして、事業体、素材生産業者でありますとか製材業者が非常に活発にやっておられるところも宍粟市でございます。

反面、木材の事業と申しますのは、山から丸太を切り出してきて製材工場に持っていくということでございますので、非常に重たいものを運んでいかなければいけない。その山に近いところがやはり一番有利ではないかというところで、シミュレーションでは宍粟地域が望ましいということになりました。

また、公募をしているといえども、それは公募の段階で決まってしまうのではないかとということでございますが、公募の条件としましては、宍粟市のこの土地もありますよ、公募される方がここがいいということで土地が提案できるのであれば、そこでもいいですよという、そういう公募の仕方をさせていただきましたので、その辺は不公平にはならなかったのではないかと考えております。

委員

取り扱う材種というのは、スギとヒノキぐらいに限定されることになるんですか。

事務局

スギとヒノキですが、そのうちでも特にスギになってこようかと思えます。

委員

さっき樹齢の資料が出ましたが、スギを中心として考えれば、 年という樹齢が来ているということで一括して考えていいわけですね。

事務局

はい、そうです。

委員

ここに外材と内国産材の優劣の話が出ていますね。価格競争力とか品質、乾燥といったものがあるんだけど、数値的にこれだけ国産材が遅れているといった一覧表みたいなものはあるんですか。価格なんかはわかるんですか。

それで、乾燥が足りないとかいったことで品質が劣っているわけですね。この近代化事業をやると、外材に負けないような品質競争力がつくと考えていいんですか。

事務局

品質なり価格なり、供給力のデータにつきましては、できる限り探して、また提示させていただきたいと思えます。

特に品質の問題で、外材は、先ほどドイツとの比較もさせていただきましたが、製材工場の規模が非常に大きくて、平均が1万5,000m³といったことで、20万、30万m³の工場もさらにございますので、非常にコストダウンが図れる。コストダウンが図れた分、

乾燥とか強度の測定とか、そういう品質管理がしっかりできているということでございまして、そういう材が外国からこちらに参りますので、やはり乾燥、強度といった面で国産材は不利になってしまうという状況でございます。まして、震災以降、住宅の品確法等で強度、性能が強く求められますので、特に大手ハウスメーカー等は外材を使うという流れになっているということでございます。

委員

だから、今回こういう施設をつくったら、大分今までのものよりは品質競争力が高くなるんだといったことになっていかないといけないわけですね。

何でそういうことを言うかという、公共事業審査会がどういう観点で評価しなければいけないのか、木材供給センターの運営の健全性を我々は評価するのか、何を評価するのかというのが私もちょっとわからないものですから。もう一つは、さっき基本なお尋ねがあって、森林所有者のためにこういうことをやらないと山が荒れるというお話があった。それは一つの観点だと思うんですが、もうちょっと広い観点からいえば、今、外国では、原木ではなるべく出さない、製品で出すと。その製品も、これからどのようになってしまうかわからない。そういう環境に対して厳しい中で、これから長い目を見た場合には、国内でとにかく循環させないといけないような世の中になるのではないかと、いった面まで出てくるのではないかと思うんです。そういうときにこういうセンターが必要だということまで議論をしておかないと、森林所有者のためだけにやるようなことにまでなってしまう。全体を大きな目で見ても、もう少し観点を広げてもらってこういうものが必要だということを言えば、この審査会が評価するための大きなメルクマールになるのではないかと思うので、ちょっと申し上げているんです。

それから、この事業を実施していくときの将来の運営の状況はどのようになるかといったシミュレーションみたいなものは、一応やってあるわけですか。そういうものは、まだこれからということになるんですか。これは当審査会が評価すべきかどうか、私はよくわからないんですけども、そういう観点からも見ておかなければいけないでしょうね。

事務局

運営の収支計画を企画提案の中で事業体がつくってきておりまして、それによりまして、当初は12万㎡いっぱいではできませんので、4年目に単年度黒字になっていく、9年後には累積赤字がなくなって黒字運営ができる、そういうシミュレーションを事業体の

方ではしているところでございます。

委員

住宅建材としての品質を向上させるためにこのセンターが機能するんだというご説明があったんですけども、もともと生えている原木というか、森林自身に品質があると思うんですね。兵庫県の森林というのは、A級品、B級品、どういう言い方をするのか知りませんが、どれぐらいのレベルなのでしょう。高級材として使える材料なのか。例えば日田林業も有名ですが、あそこの森林は、どういう言い方をしているのか忘れてましたけれども、いわゆる高級材ではないですね。兵庫県の場合は、そういう意味で品質はどれぐらいの木材で、センターをつくることによって品質がよくなる方向に行くのかどうかということなんです。

事務局

兵庫県の材がどれぐらいの位置を占めるのかということでございますが、非常にいい材もあれば、悪い材もあるというのが実情だと思います。いい材につきましては、実際の流通の流れとしましては、スギであれば吉野に行く、ヒノキであれば岡山に行く。そこで吉野材として売られたり、岡山材として売られたりというようなものが高級材とされておりまして、県内に残る木と申しますのは、いわゆる並材、中あるいは中の下ぐらい。ですから、県内の21万haの人工林のうち、大半がそういう中流といいますか、中の中か中の下ぐらいの林が多いということでございます。

事務局

吉野とかに比べれば、兵庫県は全体的にはそんなによくはない、平均レベルということとです。

委員

それぐらいの品質でも、住宅品確法に耐えるぐらいの建材にはなり得るんですか。

事務局

強度的には、それほどよそに引けをとらないものでございます。ただ、乾燥につきましては、人工乾燥をいかにして品質管理をきちりしてやっていくかということにかかってきますので、兵庫県の材は並といえども、その辺をしっかりしていけば品質的には問題がなくなると思います。

委員

林業というのはすごく長いスパンで考えないといけない事業で、難しいものだと思います。

ます。今、伐採可能な材、戦後の植林がようやく団塊の世代的に育ってきて45年を費やしたというご説明でしたが、将来のシミュレーションがどうなっているかという委員からの質問で、お金の面だけのお返事だったように思います。何年後に償却できるというご説明でなく、取扱量12万 6,500m³という数字が出ているんですが、伐採していくごとに植林をしていったりという、そういう意味のもっと大きな、林業が継続的に、未来永劫成り立っていくのかというような観点での将来シミュレーションのことを、ちょっとだけ教えていただきたいと思うんですが。

事務局

県産木材供給センターの目的が、森林所有者に利益を還元して森林を健全にしていくということでございますので、今のシミュレーションの中では、森林所有者に1m³当たり4,000円ぐらいのお金をお返しできるという試算をしております。その中で、再造林をし、保育をし、次の林を育てていく費用も含まれた上で少しの利益も出していける、そういうシミュレーションをしているところでございます。

委員

そうしたら、私、意味を取り違えていまして、結局森林所有者のみに利益が行く、そういう狭い視野で考えるのではなく、ということだったんですが、今、1m³について4,000円、その中で将来的な山の保全も所有者に課すということなんですね。その中で所有者にやっていきなさいという。

事務局

補足させていただきます。木を切ってから、そこを活用して木を植えていくという文化があるのは日本ぐらいでございまして、切りっ放しの国も多いわけです。限られた資源の中でやっていくためには、切りっ放しよりも、植えて再生産していく体制をつくっていくほうがこれからは望ましいと思われまして、地球温暖化の点でいいますと、成熟した森はCO₂の吸収力が30年、40年生に比べるとぐっと落ちてきますので、できるだけ再造林してCO₂を吸収させていくサイクルをきっちりつくっていくことも環境面で非常に大切なことではないかと思えます。それをスギでやるのか、天然林でやるのかという問題はあるわけですが、日本としてはそういうしっかりとした世界的にも先駆けた文化がありますので。

それから、今、東南アジアの違法伐採等の問題があって、やみ伐採したものを日本が輸入しているのではないかと、日本は輸入を止めると迫られてもおりまして、その辺でも

なかなかタイトになってきております。将来的には、ロシアあたりも、今は石油で非常に潤っていますので、木材をぼちぼち出さずに、もうしばらく凍結して石油の次の戦略として使おうかというようなことも聞いております。中国も、高度経済成長で木材等の需要が増加してきておまして、なかなか日本に入ってくない可能性もある。そういうことを総合しますと、やはり国内の林業で再生産できるような体制をきっちりつくっていく必要があるということでございます。

その結果として、森林所有者がもう一回植林をして保育していく経費が、今は木を切り出して手元には一銭も残らない、下手すると赤字になるような状況になっておりますので、できるだけ中間のコストを削減して、製品もいいものをつくって県内の皆さんに使っていただいて、そのことが森林所有者にも還元されて再造林につながっていくような体制をぜひつくっていききたい、それが環境問題とか国内の産業面でも役に立つのではないかと考えて進めているところでございます。

委員

原点的なことを聞いて申しわけないのですが、投資事業というのは、せんじ詰めれば補助金行政なんですよ。補助金行政を、公共事業半分という衣と民間運営という衣で、今までと同じスキームの中で公共事業として評価して欲しいとおっしゃっているわけですが、これって、会長が最初に今までとは全く違うとおっしゃった意味が、基本的な投資事業評価というのをこの公共事業評価の中でやれる話なのかと思って、今疑問に思っているんです。その一つが、先ほどから議論が出ておりますように、基本的にはこれは民間事業ベースの話じゃないかと。なぜPFIでできなかったのかということが、まず第一点にあると思います。

それと、このセンターなる法人はどういう法人になるわけですか。株式会社になるわけですか、それとも第三セクターみたいになるんですか。公共事業の中でも、最近は上下分離方式というのがありますから、上物までも公共で補助した上下分離方式みたいな形か。ここまでやるのだったら、基本的にPFIは初めからなじまない事業であるからこういう政策スキームができていのかなと思ったりもするんですけれども、そのあたり、どういう議論でこのようになっているのか説明していただけたら、我々がここで何を議論しておけばいいのかということがもう少しクリアになるんじゃないかと思うんです。

事務局

審査会の名称が「公共事業等」となっておりますが、基本的には公共事業が中心にな

と思います。特に、食料供給という大切な使命を果たすために、ほ場整備をしたりするのが公共事業という形で認識していただけたと思います。それ以外に、農林水産部が一番多いのではないかと思うわけですが、農業をもう少し近代化して頑張っていただくような支援策ということで、10億円以上で県費が随伴しているものについて審査をしていただいて進めさせていただけるものがございまして、今回のものも、基盤づくりというよりも、構造政策というか、構造改善的な面の事業として評価をお願いしているということでございます。

委員

まさに今おっしゃったのと同じようなことを申し上げたいんですが、要するに、まともにもこのセンターをPFIでやっても、なかなか採算がとれないだろうと私は思うんです。そういうために、税金を少しづつこまなければならぬのではないかと。税金をつぎ込む意味は何かというと、先ほど来いろいろ私が申し上げているし、事務局からもお話があるように、やっぱり日本の森林を保全していかなければならない。森林を保全することに対しては少くとも税金をつぎ込んでいいか悪いか、まさにそのところを我々は議論していくというふうには考えたらいいんじゃないかと思うんです。この企業そのものを補助することを通じて森林を保全していくんだ、そこに究極の目的があるんだというふうには考えないといけないんじゃないですか、この事業を考えるときには。

委員

私も全く同感でありまして、先ほど来いろんな委員が質問をしておられるのは、この事業で公共性がどこまで担保されているのかという話だと思います。それは、今、委員がご説明されたように、また事務局がご説明されたように、地球環境とか、あるいは日本の国土保全とかという観点から見れば公共性が担保されているだろうという話なんですけれども、それは我々、概念的にしかわからない話で、そうですかと言うよりしょうがないわけですね。

もう一点は、B/Cをわざわざ出していらっしゃいます。私はこういう事業には余りなじまないと思うんですが、あえて聞かせていただきますと、収支計画等もシミュレーションして出していらっしゃって、これは、マーケットのプライス変動というのは余り考えていらっしゃらなくて、原木購入はこれですと買うよと、売れるのはこれですと売れるよという前提なんですよ。普通、企業はこんな収支計画は絶対しないと思うんですけれども、これも半分公共事業でやっているというところで、例えばの話、この

センターで営業利益が黒字にならない場合、どのようになるわけですか。別途補助金をつぎ込むという話になるのでしょうか。それと、B / Cをはじいていらっしゃるの、何年でやっておられるんですか。民間企業のこういう経営が何年続くかということをお前提にしてどうやってやるのかなと、お聞きしたいんですが。

事務局

B / Cの期間でございますが、この施設の関係の平均の耐用年数をとりまして、16年ということで算定をさせていただいております。

委員

最初、私が違和感を持った部分が皆様方のご発言でようやく明瞭になってきたんですが、今、委員からご指摘があったB / Cのところ、私も実はひっかかっています。それは今までの議論のトータルにかかわって、お答えいただかなくてもいいようなコメントみたいなものになるんですが、今回、事務局の方が言葉を尽くしてくださって、ようやく公共事業的な意味が皆様のご質問にお答えくださる中でわかったのが調書の中に余り盛り込まれていなかったもので、それで何かよくわからないといぶかしく思いながら読んだと思うんですね。やっぱり論点として、環境対応の施策であるということをもうちょっと明確に出していただいて、CO₂の売買コスト云々まで盛り込めるかどうかわかりませんが、そういう視点を打ち出していただかないと、公共事業的な部分になじまない雰囲気になってしまっているということ、ちょっと申し上げておきたいと思います。

それと、事業の目的のところ、県産木材の需要拡大、外材製品に対抗という形でさらっと書かれていて、費用的には確かに国が多く出し云々というところはあるけれども、県の公共事業として行う、事業体として県が相当かかわっていかれる事柄である以上、もう少し言葉を尽くした調書になっていないと、調書を読んで審議するという意味においては、説得力がないと思います。特に必要性の部分とか有効性についても、もう少し踏み込んだ、今のご説明の中にあつたような言葉を盛り込んでいただけたらという印象を持ちました。公共事業でやるということである以上、もう少し調書とB / Cのところも丁寧なものをいただけたらということ、要望として上げておきたいと思えます。

委員

私、大手住宅メーカーを決めて、そこに木材を集中的に供給するという話にひっかか

ってしまして、委員がおっしゃったように、この事業がどこまで県としての公共性を持っているのかなということも私も最初から思っていたんですが、先ほどから委員みなさまのお話や事務局からのお話を伺っていて、基本的には今日の林業対策を方向転換していくというか、これまで手を抜いてきた部分にまともに取り組もうとされていることはよくわかりました。

同時に、県として県産の木材を大規模な形で生産していくということは、私は県の住宅政策とも非常に深くかかわってくるのではないかと。それは先ほど委員が消費者の問題とか研究所の問題でおっしゃったときも思ったんですが、県で大規模に木材をつくっていくということは、それに見合った住宅なり住宅の連なりとしてのまちとか、あるいは景観といったものをつくっていく問題とかかかわっていく、そういう文化の問題もきちんと書かれるべきではないのかなと思います。

三田のワシントン村というのは、県の木材を使ってつくられたところではごさいましたでしょうか、はっきりと知らないんですが、事務局から食については安全・安心というお話が出てきましたけれども、住についても、今、危険なシックハウスのようなものではなくて、自然の素材で安全・安心な住宅が言われております。ですから、そういう意味で、例えばどこかでモデル的な地域をつくってもいいと思いますが、兵庫県産の木材による住宅のまちづくりみたいなもの、あるいは県において木材の住宅を普及させていきたいと思いますという、そういう理念の普及も兼ねてこの公共事業を取り上げていくという視点もあつたらいいのではないかと思います。安藤忠雄さんのような方でも、やっぱり家はコンクリートじゃなくて木材がいいんだと、話しをしている中で私におっしゃっていたんですね。ですから、木材の家が日本の風土、町並みにマッチするというのもあるわけで、住宅審議会というのもありますから、その辺とのかけ合い、住宅政策のことも考えて調書の中に書き込まれたらと思いました。

事務局

確かに、調書関係につきましては、ちょっと私どもの手抜きといたしますが、十分にその辺を表現できていないということで、お詫びさせていただきます。これからもう少し書き込ませていただきたいと思います。

利用促進のことを少し説明させていただいたんですが、全庁的には、県産木材利用推進会議というものを設立しております。県営住宅で可能なものについて、高層はなかなか難しいわけですが、平屋建て、2階建て等は県産木材を使ったものにするとか、

警察の派出所ですとか、いろんなところで、どうやって使っていくかということを全庁的に毎年検討しながら、計画的にさせていただいています。他の工法に比べたら、木材は非常に高くつくのではないかとということと、それから耐震性等の強度性のことはありますが、最近、技術はかなり進歩してきていますので、そうではなくなってきたわけで、その辺はマニュアルをつくったりいろんなことをしながら全庁的に進めさせていただいています。

よく使っているのは、住宅メーカーですとか、それから各市町にもその辺を十分説明してやっております。それから、兵庫県産木材の認証制度も実はつくっております、どこそこでとれた木です、これは兵庫県産ですというマークをつけて流通させていただいて、最終的には、大部分に県産木材を使って住宅を建てていただいたら低利融資もしましょうということで利子補給もして、できるだけ兵庫県民の皆さんに県産木材を使っただけということ、住宅政策というわけではないですけども、そういうことを全庁的にやっているのと、農林水産部として独自にとれる施策も可能な限りやっているところでございます。

委員

ちょっと申し忘れましたが、木材を供給する先が大手住宅メーカーだけではなくて、また、県の公共事業であれば、県の小さな工務店が活性化するような、そういう道筋もきっちりととっておくことも大切なのではないかと思います。

会長

いろいろご議論があるかと思います。多分これは第4回も蒸し返しになってくるのではないかと思いますので、またそのときにご意見を伺いたいと思いますが、私から一点だけ。9年目で累積赤字が解消するという計算になっていますが、これは木材の値段は下がらないという前提ですね。外材との問題、品質の問題等で木材の値段がひっくり返る、あるいは大手住宅メーカーが倒産するというような事態が起こった場合に、9年目ということはもう我々の時代ではなくなっているわけですけども、責任を問われると、やっぱりこの会議としてもびびらんらんことが起こるわけです。だから、果たして木材の価格と品質とが現在と同じものでいけるかどうかということについての保証もお考えいただきたいと思います。

ほかにもいろいろご意見があると思いますが、これからほかの事業に入らなければなりません。一応ここで新規事業の件は打ち切らせていただきたいと思いますが、よろ

しゅうございますでしょうか。

では、継続事業に入りたいと思います。

まず、農道整備事業につきましてご説明いただいて、その後で休憩をとるようにしたいと思います。

2) 事務局より農道整備事業について説明

審査番号2 農道整備事業「一般農道整備事業(佐のう地区)」

会長

ありがとうございました。これは3期に分けて工事をされているうちの最後の区間でございます。ご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

特にございませんか。またございましたら、事務局にご連絡いただいて、次の機会に説明を受けたいと思います。

では、ここで少し休憩したいと思います。

(休 憩)

3) 事務局より河川事業について説明

審査番号3 河川事業「円山川 中流工区」

審査番号4 河川事業「円山川 上流工区」

審査番号5 河川事業「竹田川 本川工区」

審査番号6 河川事業「黒井川」

会長

どうもありがとうございました。河川整備に関しまして、ご質問、ご意見はございますか。

委員

最後のところは、ご説明があったように地元の景観を残してくださいという要望を随分お聞きになっているようで、それはすごく良いことだなと思いました。

それで、素朴な質問というか、無知なので教えていただきたいところがあるのですが、

全般を通じて、固定堰を可動堰にかえるというお話が出てきています。固定堰というのは当初、多分目的があって設置されたと思うんですが、それがいつごろ設置されて、現在、それは動くにこしたことはないと思うんですが、一旦設置したものをお替えになるのだろうと思うので、可動堰に替えなくてはいけない事情みたいなものを教えていただけるとありがたいんですが。

事務局

スクリーンに図面を示します。まず、固定堰そのものは、いつごろかというと、昭和の年代か大正年代か、相当古いものでございまして、もともと川から取水して主に田んぼ等かんがい用水に使うということで設けております。左側の図面はそれをイメージ的にかいておりまして、この水の流れは洪水時を示していますけれども、平常時に川から水をとるときは、堰を設けて水位を上げて、そこから田んぼ等に導水しやすいようにする。ある意味では小さなダムみたいなものをつくって水位を確保するという形で、これが固定堰というもので、コンクリート等で作られています。ただ、洪水時にどうしても断面が小さくなって、流れが悪くなるといいますが、能力的に邪魔をするような形になっております。

改修する理由につきましては、川幅を広げるとか、河床の勾配なりを変える必要があるので、そのときに、取水機能は必要なものですから確保する中で、先ほど言いました洪水時に阻害しないように、右側の図でいいますと、水位が下がると書いていますが、ある程度水位が上がってくると、堰そのものが水圧等で倒れるような形にして水が流れやすいようにしようと。当然、水位はある程度まで上がっていますので、田んぼ等への取水には影響ないような状況になっております。固定堰のまま河川の断面を上げると相当な大きさになってくるので、そういう仕組みに変えることによって断面を確保するという形で、最近、我々がやっていますものは可動堰でつくらせていただく例が多くなっております。

委員

ありがとうございます。すごくよくわかって、ありがたかったです。

もう一点、河整 - 29ページの整備状況の写真について教えていただきたいのですが、整備前と整備後の写真が対比して示されております。整備前もそれほど情緒があるわけではないですが、整備後の断面の斜面がかなり急ですね。これを見て思ったのは、安全性というか、それこそ兵庫県では安全・安心がキャッチフレーズになっているんですが、

これ、落っこちないかなとか、つまり危険な河川になってしまっているんじゃないかなという印象を持ちましたので、そのあたりの方針とか対応について、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

写真はブロック積みになっていますけれども、ご心配部分は多分、天端だと思います。どうしてもこんな形になる河川が多いんですけれども、住家に近接しているとか、道路と兼用しているとか、基本的には通行量が多い部分については柵等を設置して管理するのが多い。この部分は、完成間近だからこんなふうになったのか、設置されていないみたいなんですけど、実際、人家に近いところ、市道、町道と兼用されている天端が多いものですから、そういう部分については、道路管理者とも調整しながら、フェンスといたしますか、転落防止柵等を設置する形にはしております。

委員

これはまだ完成前かもしれないということですか。ではないですよ。整備後と書いてあるから。河川の水面と際の部分については完成かもしれないですが、その周りとの関連については、柵が基本的に全河川に設置されるんですか。そんなことはないですよ。

事務局

先ほど言いましたように、堤防の利用実態を見て、緩傾斜の堤防はそういうことはないですが、こういう護岸であれば、道路に利用されているとか、人通りといたしますか、利用形態の多いところについては、柵等をつくっております。

委員

わかりました。何となく不安な印象がある整備なので、申し上げました。

委員

今の写真のところ、その下にオグラコウホネに配慮した保全対策工法ということで断面がかいてあるんですが、河整 - 32にオグラコウホネの生息域を確保するというところで平面図がありまして、現在どういうところにオグラコウホネが生息しているかとか、改修後にはわんどをつくるという説明があったかと思います。位置関係がよくわからないんですが、現在どこにあって、どういうところにオグラコウホネを復元させる方向なのか、位置関係を教えていただけますでしょうか。今話題になりました写真を見ますと、これはまさに三面張り、非常に広い川幅が平静時からありまして、この断面だけを見

るとオグラコウホネという貴重種が生息する余地がどうもなさそうなんですけれども、そのあたりを教えてください。

事務局

オグラコウホネの調査を通しまして貴重種の分布の確認をしたんですが、画面の図を見ていただきますと、濃い色の部分で生息が確認されていまして、左手が下流になります。先ほど言いました我々が改修済みのところは左側の最下流部分でございまして、確認されていますのはある程度上流域でございまして。先ほどわんどとかという話がございましたが、具体的にオグラコウホネの生息できる環境というものがはっきりわかっていない部分でございまして、先ほど言いました32ページの平面図、断面図については、人と自然の博物館のほうでもいろいろ移植等をして研究していただいて、わんどとか緩傾斜部分の生息環境を、保全検討と表示していますが、そういう中で実験的にやってみてはどうかという提案をいただいて、そのときの計画図をここに表示させていただいています。先ほど完成図面がありましたが、その下にわんどみたいなものをつくって、その中で生息の確認をしていこうという取り組みを今やろうとしておりまして、かつては下流域まであったようには聞いているんですけれども、我々が調査した時点ではここから上流域に生息しているという形です。

委員

生息区間は地図でお示しいただいたんですが、河川の断面の中で、流れているところなのか、淡水域なのか、そして改修しましたらどういうあたりにオグラコウホネが復元すると期待されているのか、そのあたりを教えてください。

事務局

生息環境そのものは、池等が多くて、水の流れが余り速くない部分に結構生息しております。もともと池あたりに多いみたいで、実際の環境調査でも余り流れのない部分にある。検討では、わんどをつくっていますが、そういう水たまりといいますが、流れが余りないところで検討していきたいと考えております。

委員

ありがとうございます。武庫川の上流でも同じ問題がありましたので、その後いろいろ調査をされていると思いますから、そういう知見をぜひ取り入れていただきたいと思います。

それから、横断工作物につきまして確認したいんですが、河整 - 9 ページで、円山川

では橋梁も井堰も前回に比べますと数が減っていますね。なぜ減っているのか、その理由を教えてください。

それと、魚道のことを改修井堰について特におっしゃっていませんでしたが、ぜひとも設置をお願いしたいと思います。

それから、井堰の統合に際しまして、水利権なんかは整理されるのかどうか。現行がもし慣行であれば、許可水利への働きかけみたいなことをされるのかどうかということ、ちょっと教えてください。

事務局

魚道につきましては、現況井堰に魚道がないものも確かにあるんですけども、基本的にはすべて魚道を設置していこうと考えております。

橋梁の数等の話でございますが、特に橋梁部分につきましては、相当事業期間が長いということで、道路サイドで先行してという部分があったりします。道路のほうで災害を受けたりしまして、道路の事情で先行しているところがあって、私ども調べて、つぶさな部分については、すべての数を当たって確認はできなかつたんですけども、現場のほうに確認しますと、道路事業で災害とか道路計画に合わせてするという形になって、河川の事業で取り組む部分というのがそのように変動したという状況でございます。井堰については、一部、井堰管理者そのものが使っていないくて廃止ということもあって改修に上がったのが減ってきたということで、必要な井堰についてはすべて改修する形です。

それから、統合部分につきましては、基本的には水利権の変更手続等が必要かと思えます。場所的にそんなに大きく変わってくることもないということと、水量的には変わらないということで、必要かどうかは確認しておりませんが、基本的には手続をとる形を考えております。

委員

事業にかなり時間がかかっておりまして、河川事業の予算の関係で時間がかかるのか、そのあたりがわからないんですが、用地の費用も幾らか見られていますので、そういうことも関係しているのか。

事業の進展とともに実際に氾濫の危険が防げて、大きな効果を我々としては期待しているところですけども、事業のおくれとも関係して、このところかなり大きな豪雨が続いておりますので、長く続いているこの事業の効果のほどはどの程度だったのか。ま

ずその辺について教えてください。

事務局

スクリーンの図は円山川の上流工区の例なんですけど、左側が我々が事業をスタートしたときの平成2年の浸水状況で、右側が平成16年の台風23号のときの浸水状況、これを比較させていただいています。河川にいろいろ色をつけてございますが、平成16年の右側の図面では、黄色い部分まではできましたよということで、河川の整備状況もあわせて表示しています。この工区での浸水実績を整理しますと、平成2年の過去最大の浸水被害を受けたところと16年とでは、雨的には16年の方が少なかったこともあるんですけども、特に狭窄部・ネック部分から進めていったということで、左と右の図を対比していただくと、改修が済んだ部分についての浸水被害は発生しなかった。ということで、ちょっと時間はかかっているんですけども、効果は確認できるのではないかと思います。

竹田川の本川工区でも、同じような形で整理させていただいて、竹田川の場合は昭和58年に非常に大きな浸水被害があったわけですが、結果的に、雨量が若干少なかったとはいえ、16年のときには、改修が進んでいって、先ほど井堰の統合等の話をさせていただきました部分は井堰が未改修で浸水被害が発生したんですけども、58年のときに受けた浸水被害のところはほぼ解消された形の整備効果を得ております。

委員

その下流が氾濫したというのは、未整備地区で氾濫したという説明のところですか。

事務局

未整備といいますか、先ほど井堰の統合の話をさせていただいたんですけど、井堰が5個ほど連続してある箇所でございますので、その部分の影響で浸水被害が発生したという状況になっております。

委員

期間が長くなる理由は。

事務局

事業を進めていって一番ネックになるのはやはり用地買収の部分で、河川でも築堤、拡幅ということがありまして非常に期間がかかるのと、あとは横断工作物である橋梁等の調整ですね。特に橋梁については、道路管理者等との調整部分があって、道路ですからまちづくり関連の調整もありまして、その辺に時間がかかったのは事実でございます。

また、最近になりますと、全体的に予算ベースが苦しい部分がありまして、集中投資ができないということもあって、おくれる要因ばかりで恐縮なんですけれども、そういう事情でなかなか思うような進捗を見ないという状況でございます。

委員

下流との関連があるかどうかと思うんですが、竹田川にしましても、円山川にしましても、下流が一級河川であって、管理者が違うということもいろいろ悩まれるところだと思います。上流から整備をしますと、下流の限界がありますから、その点は十分ご苦労の上でやられていると思いますけれども、そのあたりの困難性を考えると、もう少しうまく全体の管理がいかないのかなという気がいたします。

それで、先ほどの説明で、下流の氾濫は下流の部分の河川整備がされていなかったのが氾濫したということであれば、下流から先に整備するのが当然だと思いますので、ちょっとおかしかったかと感じているところです。

事務局

委員がおっしゃったのは、直轄区域ということで、当然流量を含めて工事の調整を図りながら進めることを原則にしてやっております、特に対象流量につきましては計画レベルでは当然すり合わせした上でやっているという形です。先ほどの下流が未整備で浸水というのは、私の言葉足らずだったかも知れませんが、井堰部分でおくれたところがあったの影響ということで、堤防そのものはある程度確保した状況でございました。ちょっと言いわけがましくて恐縮ですが。

委員

今回の具体的な案件とちょっと離れるんですけども、一つ、二つお尋ねします。一つは、今回出てくるような小さな河川というのは、我々の身近に随分あるんですが、県として河川改修が必要だと判断されているものを100とすれば、現時点で事業が済んでいる、あるいは着手しているものはどれぐらいあるんですか。

それからもう一点、冒頭言われたように、今、県の財政は非常に厳しくて、一般事業費が3割カットということも出ています。こういう河川事業は投資事業という位置づけでやっていますが、現時点で河川事業の県としての取り扱いといいますか、従来どおり継続してやっていくのか、それとも将来ある程度見直しの対象になってござるを得ないのか、そういうあたりをちょっと教えてください。

事務局

最初の質問の改修が必要云々という部分については、一つの目安として、我々改修率という表現で整理しておりまして、具体的には、時間雨量50mm相当の雨が来ても大丈夫というまで整備できているものは、現在、兵庫県が管理しています河川数は 676で約 3,500kmあるんですが、全体の整備率が53.1%ということで、全国的にはちょっと上ぐらいのイメージかなと思っております。

もう一点、厳しい財政の中での河川事業という話ですが、河川の整備につきましては、当然県民の安心・安全、災害から財産を守るということで、予算の中でも最優先のポイントとして位置づけてございます。従前と同じようにやっていくのかと言われてますと、若干スピードが鈍ることはあるかも知れませんが、災害防止ということで、河川改修はソフトも含めて一番必要な事業という観点で整理して取り組んでいこうとしております。

委員

わかりました。もう一点、門外漢なので教えていただきたいのですが、例えば先ほどの農道の話なんかでしたら、7mを5mに幅を狭くすると事業費が減らせるじゃないかというのはわかりやすいんですけども、河川の事業の場合、同じような効果を維持しながら事業費を減らすことができるような手だて、ほかの選択肢があるのか、ないのか、常々疑問に思っていますので、もしわかれば。

事務局

基本的には、災害予防と対策といったときに、我々河川としては流量で、具体的には雨という形で対応します。最近でいいますと、過去最大規模の雨に対して大丈夫というのを大原則にしますので、道路のように幅員を狭めるとかということについてはちょっと考えられないこととございます。あとは、事業をやる中でコスト縮減を、先ほど井堰の統廃合という話もさせていただきましたが、そういうこととかも含めて、具体的な工事の中で新しい知見を入れて取り組むということかと思っております。

委員

我々の感覚として、一般の方もそうだと思うんですが、最近の雨の降り方が昔と違うなというか、雨が降らないなと思ったら、いきなり思わぬところに大量の雨がどさっと降るということで、従来の延長上で対策をというよりも、少しそういうことも考えながらやる必要があるのかなという感じもします。その辺も含めての事業がこれから必要かなと思っております。これは意見です。

事務局

集中的な異常な降雨で特に被害を受けるのは、都市部が結構多いございます。今回説明しましたのは全部、どちらかというと中山間部の川でございましたが、都市部については、委員がおっしゃったような異常気象によつての被害が最近頻発しておりまして、ソフトもさることながら、下水事業等ともタイアップするとか、都市部の事業では一部そういう取り組みも進めておりますということだけ、ちょっとご説明いたします。

委員

今の関連で、今まで一般的に50分の1でやっていたね。今度、60分の1になっているというのは、そういうことで少しレベルを上げたと思つていいんですか。

事務局

先ほど説明したのは時間雨量50mmで、普通の整備はそうです。円山川ではたまたま60分の1という表示をさせていただいているんですが、基本的には既往最大の雨に対応するという形を原則にやっているような状況で、その評価はいろいろな数字になって、経験した最大の災害に対して耐える、守るという方向で進めております。

委員

60分の1というのは今まで見なかったものですから、ちょっと勉強不足だったかもしれません。

それと、重箱の隅をつつくような質問をして申しわけないんですが、総事業費というのが出ていますでしょう。4つあるんですが、河整 - 9ページのが178億円から171億円に変わっているのは、前回、178を171に変えたんですか。それで、あとは総事業費は変わってなくて、その中の1つは橋の数を1つ増やしているけれども総事業費は変わっていないといった形で出てきているんですが、総事業費というのはどういう形で出てきているんですか。

事務局

再評価時点といいますのは、平成10年度時点で積み上げた総事業費を整理しております。現計画の分については現時点での事業費を整理させていただいております。具体的には、過去の執行部分に残事業について今回新たに精査した上で積み上げたという形にさせていただいてまして、同じ数字が並んでいるので説得力がないんですけれども、残事業を積み上げて今回新たに整理して、たまたま一緒になったというふうにご理解い

ただきたいんですが。

委員

橋の数は1つ増えているけれども、事業費は変わらなかったというふうに思えばいいんですね。

事務局

はい、残り部分を積み上げていったという形で。

委員

今のご質問と少し関連するんですが、B/Cをそれぞれの区間で書いていらっしゃるの、残事業のB/Cなんですか、あるいは初期のときのB/Cなんですか。どうも見ていたら、初期のB/Cかなという気がするんですけども、継続事業の場合は残事業のB/Cを出さなきゃいけないんじゃないですか。

事務局

基本的には、全体事業に対するB/Cという評価をさせていただいています。全工区それぞれの、例えば中流工区でいいますと14.3kmについてのB/Cという出し方で、全体事業費をベースにして算出させていただきました。

委員

そういう意味で、例えば中流工区で8.0と出ているんですけども、これ、残事業のB/Cを出すように国交省から指示されているはずだと思うんです。つまり、残事業でやったらB/Cはもっと大きくなる。

事務局

便益の部分が、川の場合でいいますと改修しない場合の浸水被害から出していますので、残事業費で出すと……。

委員

だから、事業が進んでいくことによって、破堤する部分が変わるとか、浸水域が変わりますよね、Bが変わるわけですが、それに対して突っ込む費用がどのくらいかという、残事業のB/Cで評価しなきゃいけない。

事務局

我々、国のほうとも含めてやっているのは、ずっと全体事業費の中でのB/Cという形で整理させていただいていまして、おっしゃるような形で、狭窄部に集中的に投資してしまうと浸水被害は大分減ってきたりするんですね。そうすると、B/Cは非常にイ

レギュラーな形になってこようかと思ったりして、国交省とやりとりするのはこういう形ですとさせていただいています。

会長

その点に関しては、次のときにでも具体的な数字を出していただいたほうがいいかわかりませんね。

事務局

全体的な方向を含めて整理させていただいて、また報告させていただきます。

委員

結構です。今、残事業のB/Cを出すことになっているはずなんですがね。先週、整備局の事業評価をやりましたときは残事業のB/Cが出ていましたので。

事務局

確認させていただきます。

会長

ということだそうですから、よろしくお願いします。

事務局

わかりました。ちょっと時間をいただいて整理させていただきます。

会長

大分時間が迫ってまいりました。一点だけ、私から。従前、河川の問題で、利水の問題というか、渇水時に水がないというので、こっちの部落とあっちの部落がかま持って振り回したとかというような話が残っておりますけれども、最近は渇水時の問題はないんですか。

事務局

渇水時といいますか、井堰の統合の話がございましたが、会長がおっしゃるように利水の問題は古くて新しい問題で、井堰の位置をかえるとんでも、相当な調整が出てきます。新たな井堰をつくったときに、どの位置にするかというので非常にもめたりしますので、同じような状況があると理解しております。

事務局

従前よりも水田の面積が少し減ってきているという面もあるかも知れませんが、多分一番大きいのは、お米の反当たりの量がかなり上がってきているのと、逆に消費量が一気に落ちてきているということがありまして、全国平均で40%ほど生産調整されてい

ます。必然的に稲作が平均40%ほど行われなくなってきたという面がありますのと、農林水産部の方では、ほ場整備をして、用水等の有効利用といいですか、用水路をきちり整備してむだなく使うというこの両面から、渇水対策が比較的緩やかになってきているといいですか、以前のような非常に逼迫した状態はなくなってきたのではないかと思います。必要量というのはそんなに変わらないと思うんですけども、節水栽培的な栽培技術もありますし、全体としてはそういう危機的な状況は今のところそんなにはないのではないかと考えております。

会長

ほかにもいろいろご意見があるかと思いますが、今後、思いつかれたり、これを聞くのを忘れていたというのがございましたら、事務局に電話でも入れていただいて、次の機会にしたいと思います。

あともう一つ議題が残っておりまして、河川整備計画策定中の河川事業について、2件、報告を受けることになっております。よろしく申し上げます。

事務局

これから河川整備計画の説明をさせていただくわけですが、事業評価という観点からいいますと、実は、右肩に「参考資料1」と書いてあるホッチキスでとめた資料の6ページを開いていただきましたら公共事業等評価実施要領をとじておりまして、その第4条に公共事業等審査会における審査対象事業の要件が書いてありますが、第4条の2項、アンダーラインを引いたところに「河川事業については、河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、継続事業として審査したものとす」という決まりがございますので、本日につきましては、河川整備計画が策定されました相生市の大谷川と洲本市の都志川の2件について整備計画の概要を報告させていただきます。

4) 事務局より河川整備計画を策定した事業の報告

- ・相生市 大谷川
- ・洲本市 都志川

会長

どうもありがとうございました。どなたかご質問はございますか。

委員

大変基本的な質問で恐縮なんですけど、今まで余り疑問を抱かずに聞いていましたけれども、河川整備計画の報告を我々は受けているのか、それとも、河川整備計画の中で、例えば都志川の場合でしたら総合流域防災事業、この一つの事業で整備計画が完了するというふうに理解してよろしいのでしょうか。普通、整備計画という大きな枠の中で、大きな河川でしたら幾つかの事業を進めないと全部完了しませんね。ここでのご報告というのは、事業の報告なんですか、それとも、河川整備計画の報告をいただいて、整備計画イコール事業というふうに理解してよろしいのでしょうか。

事務局

整備計画イコール事業ではないんですけども、この2つの事例の場合は、整備計画の中に今回の事業評価の対象区間の事業が含まれているということで、それを整備計画全体の中身としてご説明をしたということでございます。

委員

それともう一点、都志川の河口の砂州が随分目立っておりまして、これは公共事業審査会でどうこう言うことはないと思うんですが、具体的にどのように手当てされるのか、ちょっと教えてください。

事務局

ご指摘のように少し厄介な問題になってございまして、整備計画の検討委員会の中でも、今後の検討課題として整備計画の中にも位置づけ、今度これの解消に向けて検討していこうということで、現在の段階ではどうするかという方針は決めておりません。

委員

規定でいくと、本来、この整備計画の策定とか変更が行われなかったら、これは継続事業としてこの審査会で検討しなければならなかったんですけども、今後こういう整備計画ができて、そちらで継続事業として審査したということだから、うちでは審査しなくていいと、そういうことと理解していいんですか。それで、報告としてここへ出しているということですね。

事務局

そのとおりでございます。

会長

私から一点だけ。河計 - 7 の下の横断図ですが、青緑色は撤去された部分を指すんですか。

事務局

撤去された部分でございます。

会長

今、委員から質問がありましたが、これは我々として審査する対象ではないと。報告を受けて、質問したりする、あるいは意見を言ったりする対象ということです。

最後のほうは駆け足になりましたけれども、どうやら時間内に終わったようでございます。活発なご意見、どうもありがとうございました。

今日のご意見は事務局のほうでまとめまして、それぞれの部局へも返したいと思しますので、よろしく申し上げます。

3 閉会